

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月28日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（予算執行権限等の専決）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 企業局長は、執行予定額が1,000万円以上2,000万円未満の物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る債務の負担を伴わない契約（以下「単価契約等」という。）を締結する権限を次長に、<u>予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円未満の単価契約等を締結する権限を総務課長に専決させる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡の範囲）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>2 令第21条の5第1項第1号から第14号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によって支払うことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員又は人夫に対する報酬</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡の限度額）</p> <p>第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費 <u>3月分の予定額</u></p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡の精算確認）</p> <p>第49条 支出命令者は、資金前渡職員に対して資金</p>	<p style="text-align: center;">（予算執行権限等の専決）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 企業局長は、<u>予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円以上2,000万円未満の物件の購入、物件の製造の請負等を目的とする単価契約その他予算の執行に係る債務の負担を伴わない契約（以下「単価契約等」という。）を締結する権限を次長に専決させる。ただし、1,000万円未満の予算の流用を決定する権限及び執行予定額が1,000万円未満の単価契約等を締結する権限を総務課長に専決させる。</u></p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡の範囲）</p> <p>第46条 （略）</p> <p>2 令第21条の5第1項第1号から第14号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、資金前渡の方法によって支払うことができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>臨時職員又は人夫に対する報酬</u></p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡の限度額）</p> <p>第47条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費 <u>1回分の請求額（支出命令者がやむを得ないと認めるときは、1回分の予定額）</u></p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡の精算確認）</p> <p>第49条 支出命令者は、資金前渡職員に対して資金</p>

を交付した場合において、当該資金に係る支払事務が終了したときは、速やかに資金精算書を提出させて当該資金の精算額を確認しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号で定める時期に一括して確認することができる。

(1) (略)

(2) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費 当該月分を翌月15日まで

(3) (略)

2 (略)

(支出予算の配当)

第120条 次長は、支出予算の範囲内で総務課長に対し、各会計ごとに支出予算を本配当するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により本配当された額の範囲内で事業所長に対し支出予算を再配当するものとする。

(予算科目の追加設定)

第123条 総務課長は、予算の執行に関し、科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、新たに科目を追加して設定することができる。

別表第1 (第3条関係)

収入原因行為

科目等	次長	課長
1 収益的収入	(略)	
(2) 使用料及び貸付料		○
(略)		
(4) 受託金		○
(略)		
(6) 他会計繰入金等		○
(7) 負担金		○

を交付した場合において、当該資金に係る支払事務が終了したときは、速やかに資金精算書を提出させて当該資金の精算額を確認しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号で定める時期に一括して確認することができる。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(支出予算の配当)

第120条 企業局長は、支出予算の範囲内で次長に対し、各会計ごとに支出予算を本配当するものとする。

2 次長は、前項の規定により本配当された額の範囲内で事業所長に対し支出予算を再配当するものとする。

(予算科目の追加設定)

第123条 企業局長は、予算の執行に関し、科目(目又は節をいう。以下この条において同じ。)がない場合において、新たに科目を追加して設定することができる。

別表第1 (第3条関係)

収入原因行為

科目等	次長	課長
1 収益的収入	(略)	
(2) 使用料及び貸付料		○
徴収基準の定めがあるもの 上記以外のもの	200万円未満	100万円未満
(略)		
(4) 受託金	1,000万円未満	500万円未満
(略)		
(6) 他会計繰入金等	5,000万円未満	2,000万円未満
(7) 負担金	1,000万円	500万円未

	(略)		
2 資本的 収入	(1) 企業債		〇
	(略)		
	(3) 国庫補助金		〇
	(略)		
	(5) 他会計繰入金等		〇
	(6) 分担金		〇
	(略)		
	(8) 受託金		〇
(略)			

		未満	満
	(略)		
2 資本的 収入	(1) 企業債	〇	
	(略)		
	(3) 国庫補助金	〇	
	(略)		
	(5) 他会計繰入金等	5,000万円未満	2,000万円未満
	(6) 分担金	2,000万円未満	1,000万円未満
	(略)		
	(8) 受託金	1,000万円未満	500万円未満
(略)			

支出負担行為

科目等	次長	課長	課長補佐	
1 収益的 支出	(略)			
	(7) 潤滑油脂費		100万円超 100万円以下	
	(8) 消耗品費		100万円超 100万円以下	
	(9) 修繕費 電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	250万円超 3億円未満	250万円以下
	材料購入費その他	(略)	160万円超 3,000万円未満	160万円以下
	(略)			
	(11) 動力費		100万円超 100万円以下	
	(略)			
	(13) 広告宣伝費	(略)	100万円超 300万円未満	100万円以下
	(略)			
(15) 賃借料		80万円超 80万円以下		

支出負担行為

科目等	次長	課長	課長補佐	
1 収益的 支出	(略)			
	(7) 潤滑油脂費		50万円以上 50万円未満	
	(8) 消耗品費		50万円以上 50万円未満	
	(9) 修繕費 電気、機械、土木及び建築工事費	(略)	3億円未満	
	材料購入費その他	(略)	3,000万円未満	
	(略)			
	(11) 動力費		50万円以上 50万円未満	
	(略)			
	(13) 広告宣伝費	(略)	300万円未満	
	(略)			
(15) 賃借料		50万円以下 50万円未満		

			下
(16) 委託費	(略)	<u>100万</u> 円超 1,000 万円 未満	<u>100万</u> 円以 下
建設工事 に関する委 託費	(略)	<u>100万</u> 円超 2,000 万円 未満	<u>100万</u> 円以 下
(略)			
(21) 交付金		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以 下
(22) 通信運 搬費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以 下
(略)			
(26) 雑費		<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以 下
(略)			
2 資 本的 支出	(1) 建設改良 費 (略) 工事費	(略)	<u>250万</u> 円超 3億 円未 満
			<u>250万</u> 円以 下
	原材料購 入費	(略)	<u>160万</u> 円超 3,000 万円 未満
			<u>160万</u> 円以 下
	機械備品 購入費	(略)	<u>160万</u> 円超 500万 円未 満
			<u>160万</u> 円以 下
	委託費	(略)	<u>100万</u> 円超 2,000 万円 未満
			<u>100万</u> 円以 下
	(略)		
	(2) 工業用地 造成費 (略)		

		上	満
(16) 委託費	(略)	1,000 万円 未満	
建設工事 に関する委 託費	(略)	2,000 万円 未満	
(略)			
(21) 交付金		○	
(22) 通信運 搬費		<u>50万</u> 円以 上	<u>50万</u> 円未 満
(略)			
(26) 雑費		<u>50万</u> 円以 上	<u>50万</u> 円未 満
(略)			
2 資 本的 支出	(1) 建設改良 費 (略) 工事費	(略)	3億 円未 満
	原材料購 入費	(略)	3,000 万円 未満
	機械備品 購入費	(略)	500万 円未 満
	委託費	(略)	2,000 万円 未満
	(略)		
	(2) 工業用地 造成費 (略)		

造成工事費	(略)	250万円超 3億円未満	250万円以下
(略)			
(5) 貸付金	(略)	100万円超 500万円未満	100万円以下
(6) 繰出金		〇	
(略)			
(略)			

(注) (略)

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

収入原因行為

科目等		事業所長に委任する範囲
1 収益的収入	(略)	
	(3) 貸付料	〇
	(略)	
(略)		

支出負担行為

科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲	
1 収益的支出	(略)		
	(4) 潤滑油脂費	(略)	100万円以下
	(5) 消耗品費	(略)	100万円以下
	(6) 修繕費 電気、機械工事費 材料購入費 土木、建築工事費 その他	(略)	250万円以下
		(略)	160万円以下
		250万円以下	250万円以下
	(7) 動力費	(略)	100万円以下
(略)			
(10) 賃借料	(略)	80万円以下	

造成工事費	(略)	3億円未満	
(略)			
(5) 貸付金	(略)	500万円未満	
(6) 繰出金	1,000万円未満		
(略)			
(略)			

(注) (略)

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

収入原因行為

科目等		事業所長に委任する範囲
1 収益的収入	(略)	
	(3) 貸付料	100万円未満
	(略)	
(略)		

支出負担行為

科目等	事業所長に委任する範囲	次長に専決させる範囲	
1 収益的支出	(略)		
	(4) 潤滑油脂費	(略)	50万円未満
	(5) 消耗品費	(略)	50万円未満
	(6) 修繕費 電気、機械工事費 材料購入費 土木、建築工事費 その他	(略)	
		(略)	
		250万円未満	
	(7) 動力費	(略)	50万円未満
(略)			
(10) 賃借料	(略)	50万円未満	

	(11) 委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	建設工事に関する委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(15) 通信運搬費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(19) 雑費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
2 資本的支出	(1) 建設改良費		
	(略)		
	電気、機械工事費	(略)	<u>250万円</u> 以下
	土木、建築工事費	<u>250万円</u> 以下	<u>250万円</u> 以下
	原材料	(略)	<u>160万円</u> 以下
	購入費	(略)	<u>160万円</u> 以下
	機械備品購入費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	委託費	(略)	<u>100万円</u> 以下
	(略)		
	(略)		
	(略)		

(注) (略)

	(11) 委託費	(略)	
	建設工事に関する委託費	(略)	
	(略)		
	(15) 通信運搬費	(略)	<u>50万円未</u> 満
	(略)		
	(19) 雑費	(略)	<u>50万円未</u> 満
	(略)		
2 資本的支出	(1) 建設改良費		
	(略)		
	電気、機械工事費	(略)	
	土木、建築工事費	<u>250万円</u> 未満	
	原材料	(略)	
	購入費	(略)	
	機械備品購入費	(略)	
	委託費	(略)	
	(略)		
	(略)		
	(略)		

(注) (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。